令和６年度　丹南きらめき　　越前市地域包括支援センター運営方針

事業目的・内容・方法	
運営体制	**総合相談支援業務**
地域で気軽に相談できる拠り所となるよう、地域課題を詳細に把握し事業を行います。また、高齢者が要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合でも、可能な限り地域で自立した生活を送られるよう支援するため、適切に包括的支援事業を実施し、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組みを行います。 **(1)地域包括ケアシステムの構築** 地域包括ケアの推進のため、福祉・医療・介護・地域・行政等が連携する地域ネットワークを構築し、一体的に切れ目なく支援できる体制を構築します。 **(2)事業計画の策定** 地域の実情やニーズを踏まえ業務を効果的に遂行するため、年間事業計画を策定します。年間計画や目標達成に向けた進捗管理を行うとともに、事業を継続的に遂行し、課題に対しては、評価指標を活用しＰＤＣＡサイクルを踏まえて質の向上に努めます。 **(3)周知活動** センターの存在、事業内容を市民に広く浸透させるために、地域の関係機関、住民、企業と連携を図り広報活動を行います。 **(4)職員の資質向上** 相談やケアマネジメント技術の向上等、業務に必要な知識・技術の取得に努めます。各職員が学んだ知識や技術は、全職員に伝達研修を行い、全体の資質向上に努めます。内部のみならず、外部研修や専門職研修、職能団体研修会等に積極的に参加します。 **(5)関係者とのネットワーク構築** 介護、医療、多職種協働による個別の高齢者支援を行いネットワークづくりを進めます。専門職だけでなく、地域見守り協定締結事業所や地域関係者、消費者団体等様々な団体が関わり、情報共有や地域づくり、顔の見える関係づくりを行います。 **(6)市及びセンター相互の連携強化** 適切かつ迅速に地域住民のニーズに対応できるよう、市の関係部局と連携し相談支援を行います。他センターと情報共有・連携を深め、市が抱える課題や重点的施策を一緒に検討します。	地域の高齢者等が、住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるよう、地域における身近な総合相談窓口としての機能の拡充を図ります。 **(1)地域住民が気軽に相談できる機会の確保** 来所や電話での相談だけでなく、地域での各種講座や教室、イベント等を利用し、住民が気軽に相談できる機会を設けます。 また、施設内の地域交流スペースに学校の保健室のような機能を持たせた相談の場を平日常設で設け、初期の段階からの相談対応ができる機会を作ります。 **(2)地域におけるネットワーク構築** 支援を必要とする高齢者に対し、早期に対象者を見出し、継続的な見守りを行い、更なる問題発生を防ぐため、医療、保健、福祉関係機関や民生委員等の地域関係者、ボランティアなど、地域の様々な関係者とのネットワークの構築に努めます。 また、地域の方々が福祉的課題を自分事として捉え、意見交換ができる場を作ります。 **(3)地域の高齢者の実態把握** 相談を受けた際は、相談受付票等を活用して的確な状況把握を行います。 また、センターの職員には、早急に共有し対応ができるよう努めます。支援するにあたり、高齢者等を訪問し、支援が必要な高齢者や家族等、地域の民生委員等からの情報取得を行い、適切な支援につなげます。

令和６年度　丹南きらめき　　越前市地域包括支援センター運営方針

<table>
<tr><th colspan="2">事業目的・内容・方法</th></tr>
<tr><th>権利擁護業務</th><th>包括的・継続的ケアマネジメント支援業務</th></tr>
<tr><td>地域住民や民生委員、サービス事業所の支援だけでは十分に解決ができない高齢者の権利侵害を見落とさないよう、サービス事業者、医療機関、地域の関係者等からの通報、相談から、３職種が情報共有し、虐待等の早期発見に努めます。虐待については、高齢者虐待対応マニュアルに従い、速やかに市と連携し、問題解決を図ります。職員は、権利擁護についての知識習得、情報の取得のために、積極的に研修等に参加します。
(1)高齢者虐待への対応
・虐待防止のために、地域住民及び医療機関・施設等の関係機関へ虐待の早期発見や、通報義務を伝える研修などを行い啓発活動に努めます。
・虐待を把握した場合は、速やかに訪問し、高齢者の安全確保と状況確認を行います。
・３職種が事例を共有して専門的視点で対応し、高齢者及び養護者への相談・支援を行うとともに、各種関係機関との連携を図りながらチームケアを実践し問題解決にあたります。
・虐待と判断し難い場合でも、高齢者の利益が侵害され、権利擁護のための支援が必要な場合は、虐待事例に準じて必要な支援を行います。
(2)消費者被害への対応
消費者被害に関する相談支援において、消費生活センターの活用を図ります。被害防止や早期発見のため、つどいの場等での被害予防啓発を行います。また、関係者との連携時に身近な被害状況等の情報提供や周知活動を行います。
(3)成年後見制度の周知と活用促進
認知症高齢者や独居高齢者、高齢者のみの世帯等権利侵害を受けやすい高齢者や経済的困窮を訴える高齢者が、成年後見制度や権利擁護事業等を積極的に活用できるよう支援します。また、サロンや民生委員協議会等の地域関係者が集まる場で講座を開催し、啓発や周知活動を行います。
(4)老人福祉施設等への措置の支援
老人福祉法上の措置が必要と思われる場合には、市と連携し、成年後見制度の利用を含めた適切な支援に結び付けます。</td><td>地域における包括的・継続的なケアを実施するため、主治医や介護支援専門員、介護サービス事業者等の関係機関の連携体制を整備します。また、介護支援専門員に対し、日頃から専門的な見地による相談に応じるとともに、困難事例については、具体的な支援方針を検討し助言します。
(1)包括的・継続的なケア体制の構築
地域における包括的・継続的なケアを実施するため、地域の介護支援専門員や医療機関をはじめ、関係機関とのネットワークを構築し支援します。
(2)介護支援専門員のネットワーク構築・活用
介護支援専門員が、ケアマネジメントを実践するうえで、総合的な視点から、具体的な情報の共有を行い、一人で問題を抱え込まないよう、介護支援専門員同士での交流会や事例検討会、勉強会を行い情報交換の機会を設けます。
また、主任介護支援専門員からの指導や助言を受けられるよう、連絡会の開催や事業所間のつながりを作ります。介護支援専門員自らが地域の関係者や関係機関とのネットワークを構築できるよう支援します。
(3)介護支援専門員等の実践力向上支援
介護支援専門員からの個別相談に応じ、担当者が抱える課題を把握することに努めます。また、スキルアップのための研修会や学習会の機会を設けます。
また、困難事例への支援について、問題解決できるよう、３職種による多面的な視点で後方支援を行います。</td></tr>
</table>

令和６年度　丹南きらめき　　越前市地域包括支援センター運営方針

事業目的・内容・方法	
介護予防関連業務	在宅医療・介護連携推進業務
(1)指定介護予防支援事業 介護保険における予防給付の対象となる要支援者が、適切な介護予防サービス等を利用できるよう、利用者の自立支援に資するサービス提供を考慮し、ケアマネジメントを行います。 また、介護保険制度による公的サービスのみならず、その他の公的サービスやインフォーマルサービス等、多様な社会資源を活用しながら、個々の持つ能力を最大限に活用できる自立支援を目標としたケアマネジメントを行います。 ①介護予防ケアマネジメント給付管理 ②総合事業対象者・要支援者の実態把握のためのスクリーニング業務 ③一部委託している居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成するケアプランについても、適切に作成されているか等の確認を行うとともに、支援の評価内容についても確認を行い、定期的な点検を行います。 ④総合事業対象者・要支援者が適切なサービスにつながるよう、情報取得等のための訪問を行います。 **(2)一般介護予防事業** 全ての第１号被保険者を対象に、地域において自立した日常生活を送ることができるよう、市と協働して事業を実施します。 ①介護予防把握事業 地域の実情に応じた情報等の活用により、何らかの支援を要とする人の把握と、介護予防への活動に繋げます。 ②介護予防普及啓発事業 圏域の高齢者に、介護予防の啓発等の情報を掲載した高齢者支援だより等の作成を行い配布します。 今年度は、高齢者の元気な生活を後押しできるよう、フレイル予防の推進を行います。 ③地域介護予防活動支援事業 ・地域で実施している、いきいきふれあいのつどいに出向き、参加者に介護予防指導等を行います。 ・地域の実態を踏まえた介護予防教室やサロン等を開催します。	医療や介護を必要とする高齢者の増加が見込まれる中、高齢者が自宅等の住み慣れた生活の場で自分らしい生活を継続できるよう、医療・介護等の多職種による協働・連携の体制づくりを進めます。 (1)医療と介護の多職種が連携と課題の抽出と解決に向けた協議を行います。 (2)医療機関を含めた関係機関へ地域包括支援センターの周知を行うとともに、連携に有用な情報共有を行います。 (3)在宅医療と介護の適切な相談対応や医療関係者との連携ができるよう努めます。 (4)地域住民向けに、在宅ケア等について自ら考える動機付けとなるよう、関係機関や市と協力し、講演会やシンポジウム等を開催します。 また、在宅ケアのリーフレットやＡＣＰに関するチラシや冊子等を活用し、広く周知します。

令和６年度　丹南きらめき　　越前市地域包括支援センター運営方針

事業目的・内容・方法	
生活支援体制推進業務	認知症総合支援業務
地域の高齢者が、住み慣れた生活の場で、自分らしい生活を継続していくために、生活支援サービスの体制整備を推進していきます。 地域課題の把握については、町内福祉連絡会や福祉ネットワーク会議への参加申し出を行い、住民主体の話し合いに参加することで、地域の実情に応じた生活支援体制のニーズの把握と課題の洗い出し、整備を推進していきます。 また、地域支え合い推進員と連携を図りながら、地域に不足する生活支援・介護予防サービスの開発など生活支援体制の整備を推進します。	認知症の人と家族の意見や想いが尊重され、本人や家族の暮らし難さを地域で解決できるよう、関係機関と連携しながら体制づくりや支援を行います。 (1)認知症地域支援推進員を配置 (2)認知症の人が地域で暮らす上で、安心して暮らすことができる取り組みの実施 ・認知症ひとり歩き訓練の実施 ・認知症サポーター養成講座の開催 ・家族介護者交流事業の実施 ・認知症当事者、家族支援のための傾聴の場作り ・地域住民への認知症理解の為の啓発 ・チームオレンジ構築

令和６年度　丹南きらめき　　越前市地域包括支援センター運営方針

事業目的・内容・方法	
地域ケア会議の実施	**多職種協働による地域包括支援ネットワーク**
支援が必要な高齢者が住み慣れた場所で暮らしを継続できるように、介護支援専門員、医療、福祉等の専門職、民生委員、自治会長、福祉委員等地域の多様な関係者・関係機関による地域ケア会議を開催します。個別ケースの支援の検討により、介護支援専門員による自立支援に資するケアマネジメントの支援や地域包括支援ネットワークの構築などを行うことにより、高齢者個人の支援の充実を図るとともに、地域の課題抽出・検討し、地域づくりや社会資源の開発に繋げます。 (1)地域ケア個別会議（個別ケースに係る会議）を年２ケース以上開催 (2)地域における地域ケア会議を年１回以上開催 (3)地域における高齢者の自立支援につながるよう、ケアマネジメントを支援します。 (4)高齢者の実態把握や課題解決のため、包括的な支援ネットワークを構築し、定期的な事例検討、支援内容の協議を行います。 (5)検討した個別ケースを整理し、地域課題の抽出につなげます。	包括的支援事業を効果的に実現するため、地域の関係者とのつながりを築き、連携を図ります。 介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会的資源が有機的に連携することができる環境整備を行います。